

令和7年度 第1回千葉県水産振興審議会 議事概要（案）

1 日 時 令和7年10月2日（木）14:30～15:45

2 場 所 ホテルプラザ菜の花 4階 槟

3 出席委員数 9名（欠席：原委員）

4 傍聴者 なし

5 議題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 部会に属すべき委員の指名について
- (3) 千葉県農林水産業振興計画の取組状況について
- (4) 次期千葉県農林水産業振興計画の策定について
- (5) その他

6 報告事項

- (1) 令和6年度及び7年度の各部会における審議状況について

7 議事概要

今回は新たな任期となって初めての会議のため、事務局から委員の紹介を行った。次に、出席委員数を確認し、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により本審議会は成立していることを報告した。その後、水産局長から挨拶を行った。会長及び副会長が選出されるまでの間、水産局長が仮議長となり議事を進行した。

議事（1）会長及び副会長の選任について

仮議長から、会長及び副会長の選出は千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選であることを述べ、委員に意見を求め、会長に坂本委員が、副会長に小嶋委員が選出された。

ここで水産局長は仮議長の任を解かれ、坂本会長が議長となって議事進行を務めた。

議事（2）部会に所属すべき委員の指名について

議長は事務局に説明を求め、事務局は資料2-1により審議会の概要及び部会に

所属すべき委員は会長が指名することとされていることを説明した。議長は事務局に提案を求め、事務局は資料 2-2 により案を説明した。会長は事務局案を適当であるとして事務局案のとおり指名した。

議事（3）千葉県農林水産業振興計画の取組状況について

議長は事務局等に説明を求め、事務局及び担当課から資料 3 により内容を説明した。資料 3-1 から 3-8 のうち、資料 3-4 まで説明があったところでいいたん区切り、議長は意見等を求めた。

続いて、資料 3-5 から 3-8 までの説明が行われ、議長から意見を求めた。

(委員) 資料 3-4 「東京湾漁業の振興」について、クロダイによるノリの食害があるということですが、私も養殖場等で対策を行っているところで、先日、クロダイはノリ以外にもアサリも食害していると聞きました。例えば、浜名湖では、クロダイの食害でかなりのアサリがなくなっていると聞いています。囲い網等の対策をしているということではありますが、クロダイのアサリへの食害についても注視しなければならないのではないかはと思います。

(県) 委員のおっしゃるとおりアサリについても食害を受けており、クロダイ以外にもアカエイや鳥とか、ほかにもアサリを食べる生物があります。その中で一番の原因と言えるものはなかなか見つからないのが現状ですが、今後、原因となる生物を特定するなど、なるべく効果的な対策になるように進めていきたいと考えております。

(委員) 資料 3-6 の「担い手対策」についてですが、現況について説明させていただきます。

4 月に海洋人材確保育成センターが設置され、6 月にホームページを開設いたしました。ホームページを開設してから 4 か月近く経ちましたが、毎日 100 名ぐらいのアクセスがあります。また、市町村などにも働きかけ、これまでに 72 件の電話等の相談を受け付けました。今日も昼休みに、埼玉県の高校生から 4 月から漁業に着業したいという相談があり、短期漁業体験をお勧めしました。必ずしも就業に繋がるわけではありませんが、漁業体験をしたいという問合せは増えていると感じております。1 人でも多く漁業就業に繋がっていけば良いと考えております。今後、漁業の PR 動画を作る予定となっており、ホームページに載せたいと考えています。

今後も、漁業協同組合、市町村、県と連携しながら一人でも多く就業確保に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(委員) 千葉県新規漁業就業者確保・育成対策検討会議から担い手対策に係る 14 項目について提言を受けたとありますが、内容については資料に記載がないのでわからないのですが、今日、御説明いただいた対策については、漁業をなさる御本人に対してはすごく手厚いことはわかりました。しかし、例えば外から来られる方のパートナーの方とか、一緒に来られるご家族の方々も一緒に働くように、というところをどう考えているのかが気になりました。と申しますのも、他県でもかなり新規就業者対策に力を入れており、新規就業者として地域に入ってこられた方が、次の代の外から来られた方の指導者になられたり、地域のリーダーになる方もおり、紆余曲折はありましたが、対策は功を奏していると聞いております。そして、パートナーの方が、例えば加工品を作ったりして、付加価値向上とか新商品開発みたいなところに力を発揮してらっしゃる、というのをお聞きしたので、千葉県ではどんなふうに、この対策の中で取り組んでおられるのかと思い、お聞きしました。

(県) 対策に関しては、パートナーの方に直接というものはないのですが、就業してすぐに生活の基盤が整わないと就業もできないということもあり、生活費の助成については、今回新たに対象としたところです。就業後、パートナーの方に地元の女性部等に入っていただけたら、色々な手段と一緒に検討していきたいと思います。

議事（4）次期千葉県農林水産業振興計画の策定について

議長は事務局に説明を求め、事務局は資料 4 により説明した。

質疑等なかった。

議事（5）その他 なし

報告事項（1）令和 6 年度及び 7 年度の各部会における審議状況について
事務局から、資料 5 により栽培漁業・資源管理部会、海面利用調整部会における審議状況について説明が行われた。

(委員) 「栽培漁業・資源管理部会の開催結果について」という資料の放流計画について質問させてください。アワビの放流数が、令和 6 年度と 7 年度の計画を比較すると倍の数になっているのはなぜなのかということをお聞きしたい。これは、アワビの放流効果が把握できていないリターンが見込めるということで倍になったのか、他に何か理由があるのか。これだけの数を放流するのですから、十分な餌がある漁場に放流されていると思いますが、先ほど説明いただいた資料 3-3 だと例えば外房の辺りになるのでしょうか。教え

ていただきたいと思います。

- (県) アワビの放流計画が 160 万個から 80 万個になっている理由は、施設の老朽化等があり、また、近年、原因不明の生産不調も生じており、160 万個は作るのが困難という状況だからです。そのため、暫定的に 80 万個プラス可能な限りの増産を目指すということで、種苗生産を行っております。
- (委員) 令和 6、7 年度の状況としては、生産が不調なので 80 万個ということでしょうか。令和 8 年度からは、これが元に戻るという理解でよろしいですか。
- (県) そのとおり、この第 8 次計画では、元々アワビは 160 万個という放流を計画していたのですが、期中で生産不調が生じまして、令和 6 年度と 7 年度に関しては 80 万個に量を下げた計画とさせていただいております。
- (委員) ちなみに放流効果の把握については、どのような方法をとられているのでしょうか。
- (県) 放流効果の把握につきましては、各地先の市場で調査を行い、放流種苗にあるグリーンマークと言われる貝殻の緑色を目印に、それがどれだけ漁獲物に混入しているかという事を把握しております。
- (県) 委員から最初二つ御質問があって、放流場所の話があったかと思うのですが、アワビの放流場所は基本的に磯根が広がっているところなので、内房から銚子までになります。
- 計画数量については、この計画を作った令和 4 年当時は 160 万個を生産していくという計画でしたが、先程説明があった通り施設の老朽化などで、現状生産できていない状態になっておりますので、現在 80 万個プラスアルファということで進めております。当初計画とは別に毎年計画を立てていくこととなっており、令和 8 年度の計画については、これから決めていくことになります。160 万個はこの計画の当初計画では、この数字であったということで御理解いただければと思います。
- (委員) そうすると、計画が作られたのが令和 4 年度ということで、資料 3-3 の資料だと平成 29 年には例えば内房で藻場が消失している部分があると書かれていましたが、その状況でも漁場には 160 万個の種苗を育て上げるだけの餌があるということでこの数になっているという理解でよろしいですか。
- (県) はい。そのとおりでございます。

最後に、水産局長から、委員の皆様にいただいた意見については次期振興計画にしっかりと反映させて施策につなげていくこと、引き続き関係者の皆様と連携して様々な施策に積極的に取り組んでいくことの発言があった。

以上をもって、審議会が閉会となった。